



2025年度～2029年度

日立市消防 総合基本計画 ～概要版～

目次

I はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 日立市消防総合基本計画とは	2
II 基本方針	4
施策の方向性	4
大綱1 消防力の強靱化	5
大綱2 運用体制の高度化	7
大綱3 防火対策の推進と地域防災力の充実・強化	11

I はじめに

1 策定の趣旨

本市は、2015（平成 27）年度に改定した「日立市消防総合基本計画」に基づき、消防施設の整備や人材育成を計画的に進め、市民が安心して暮らせる「安全・安心のまちづくり」を推進してきました。

一方で、近年の消防を取り巻く環境の変化により、新たな課題への対応が求められています。特に気候変動による自然災害の頻発や「首都直下地震」、「南海トラフ地震」等の大規模地震への備えは喫緊の課題となっています。さらに、火災対応だけでなく救急や特殊災害への対応が重要性を増す中、高齢化の進展やテロ災害、大規模事故対策等、多様化する市民ニーズに応じた消防機能の強化が一層求められています。

本市においては、2025（令和 7）年度から「茨城消防救急無線・指令センター運営協議会」に加入し、2028（令和 10）年度から「いばらき消防指令センター」において指令業務の共同運用を開始する予定であり、持続可能な指令業務の運用体制を構築するとともに、広域的な指令体制を整備することで、大規模災害等への即応体制の強化を目指していきます。

さらに、2023（令和 5）年度に施行された「公務員の定年引上げ制度」によって、消防職員の高齢化への対応や若手職員の育成等、組織の活性化と次世代を担う人材の育成を図っています。加えて女性職員の活躍促進やワーク・ライフ・バランスの充実等、職場環境の改善に向けた取組も進めています。

これらの複雑化・多様化する課題に対応しながら、効率的な消防体制の構築を目指すため、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 年間で計画期間とする新たな「日立市消防総合基本計画」を策定しました。この計画では、現在の消防組織の体制の強化を図るとともに地域住民との連携を深め、住民参加型の防災活動を推進することで、地域全体の防災力向上を目指します。

今後も本市は、この計画を指針として、災害への対応力を高め、市民一人ひとりが安全で安心して暮らせるまちを目指していきます。



放水する「ひたりん」

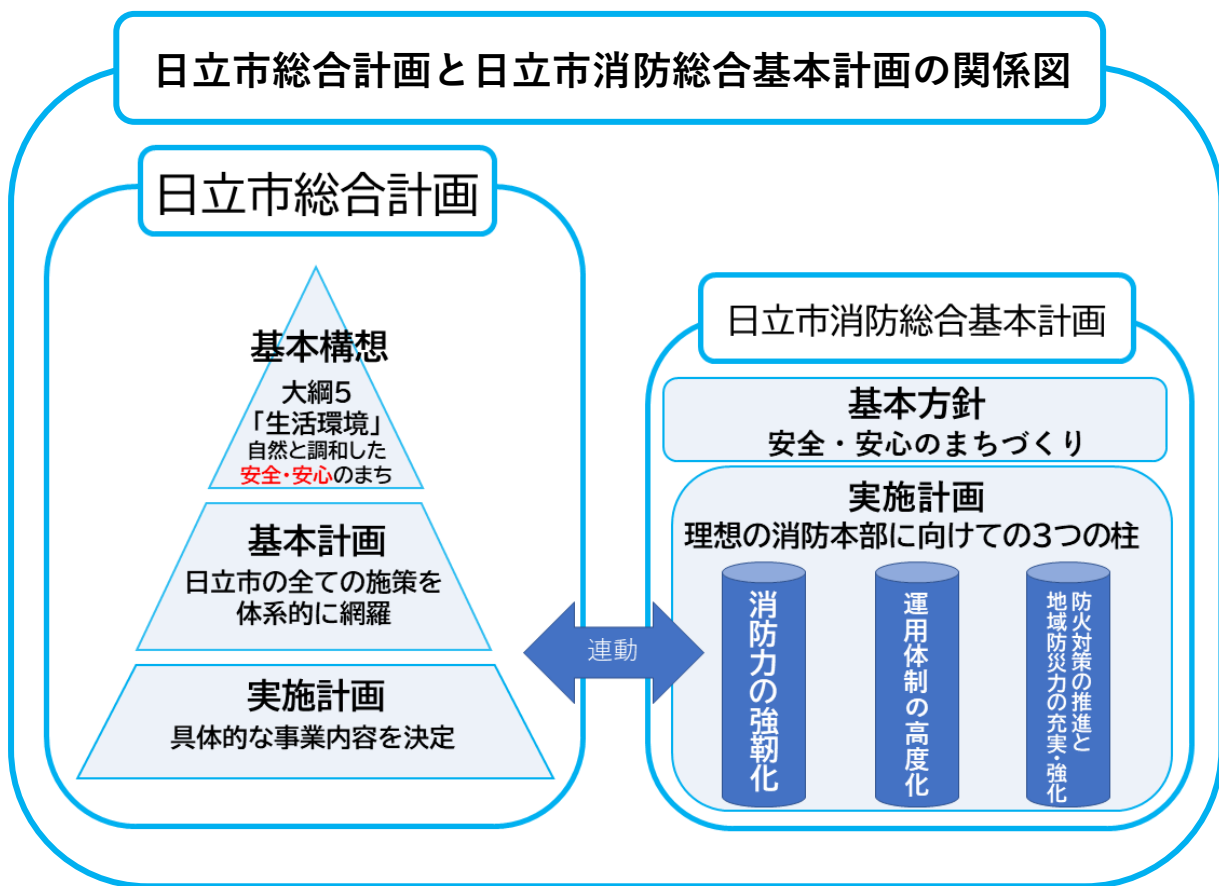
※日立市公式PRキャラクター

2 日立市消防総合基本計画とは

(1) 日立市総合計画との相互・連携性

「日立市総合計画」は、中長期的な視点から本市が取り組む施策の方向性を示した計画で、「生活環境」の大綱には、「消防・救急・救助体制の充実・強化」が明記されています。

「日立市消防総合基本計画」は、「日立市総合計画」の関連計画として、本市の事業や方針をより具体的かつ詳細に示した計画です。本計画を通じて、日立市総合計画に掲げられた目標の実現及び市民が安全で安心して暮らせる地域社会の構築を目指します。



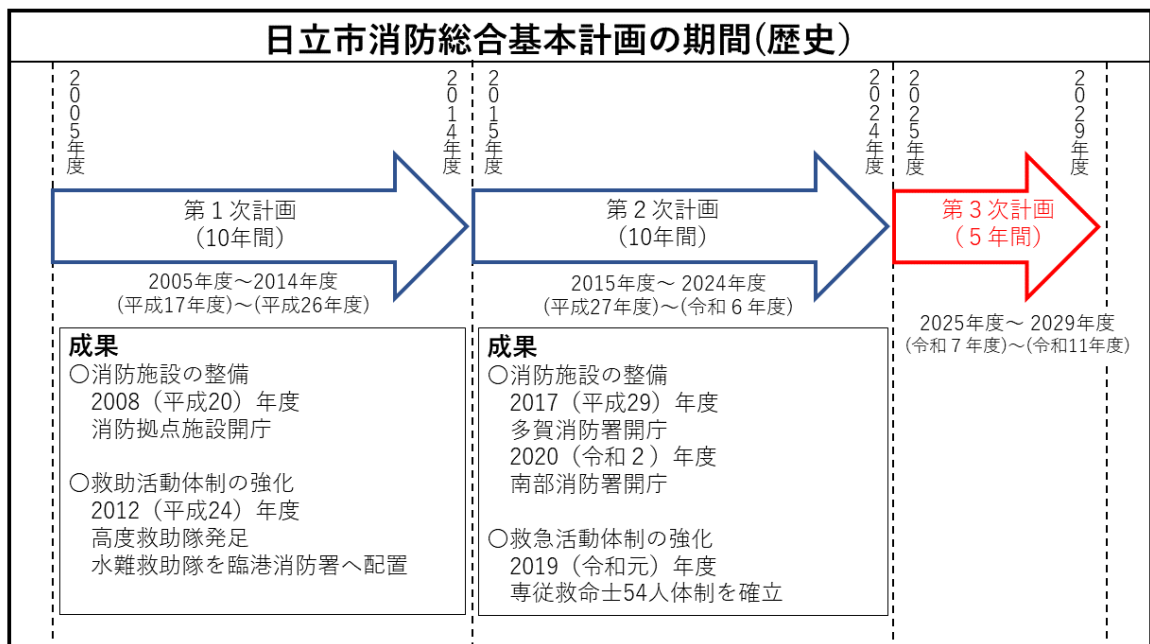
(2) 計画の構成と期間

「日立市消防総合基本計画」は、「基本方針」と「実施計画」の2層構成となっています。

基本方針は、本市の基本理念と大綱（基本的方向性）を示しており、本市を取り巻く環境や国・県の動向を踏まえ、5年後の消防本部の在り方を示すものであり、消防行政全体の中長期的な方向性を定める指針となるものです。

一方、実施計画は、基本方針に基づく施策や取組等の主な事業を具体的に示しており、5年後を見据えた施策や取組等の実現を目指しつつ、必要に応じて柔軟に調整を行いながら、施策等を着実に推進するための具体的な行動計画として位置付けています。

なお、これまでの計画期間は10年間でしたが、2028（令和10）年からの「いばらき消防指令センター」における指令業務の共同運用をはじめ、消防活動等におけるDXの推進等、近年の消防行政を取り巻く環境が大きく変化している中、計画をより実情に即した柔軟なものとするため、5年間の計画期間としました。この期間に、社会情勢や市民ニーズの変化に迅速に対応し、より効果的な消防施策を展開する体制を強化します。



II 基本方針

施策の方向性

日立市総合計画に掲げられている「安全・安心のまちづくり」を実現するために、3つの大綱を掲げ取り組んでいきます。

目指すべき姿 安全・安心のまちづくり

大綱1 消防力の強靱化

施策1 消防施設・資機材の整備

施策2 職場環境の充実・人材育成の強化

大綱2 運用体制の高度化

施策1 連携・協力体制の充実・強化

施策2 消防活動体制の充実・強化

施策3 救急活動体制の充実・強化

施策4 救助活動体制の充実・強化

大綱3 防火対策の推進と地域防災力の充実・強化

施策1 火災予防の啓発

施策2 事業所等の火災予防対策

施策3 火災調査体制の強化

施策4 消防団の充実・強化

施策5 地域防災力の強化

大綱 1 消防力の強靱化

施策1 消防施設・資機材の整備

消防活動の拠点となる消防施設の更新や統廃合を計画的に進めており、今後も整備を進めていきます。また、「消防力の整備指針」に基づき、消防車両や各種資機材及び防火水槽等の更新を計画的に進め、災害活動の基盤となる施設・資機材等の整備に注力していきます。



北部消防署完成予想図
(2026(令和8)年開庁予定)

<事業・取組等>

取組1 消防署所の整備

- ① 2026(令和8)年4月に北部消防署新庁舎の開庁を目指します。
- ② 北部消防署十王出張所の具体的な改築等の検討を進めます。
- ③ 自然災害の急激な激甚化を見据え、庁舎の浸水対策等の取組を推進し、機敏に対応するための対策を準備します。

取組2 消防車両・資機材の整備

- ① 各車両の更新整備を計画的に行います。
- ② 地域特性(狭あい道路地域・防御困難地域)に対応するため、活動性に優れた消防車両の配置を検討します。
- ③ 資機材の規格統一や適正な維持管理対策を推進します。
- ④ 小型軽量化した資機材を導入し、全職員が質の高い現場活動を実施できる環境を整えます。

取組3 消防水利の整備

- ① 防火水槽更新計画に基づき更新を進めます。
- ② 防火水槽の蓋及び水利標識については、警防調査の結果を基に改修、更新を進めます。



多機能型消防ポンプ自動車
2023(令和5)年度更新



塗色により視認性を高める工夫がされた消火栓

施策2 職場環境の充実・人材育成の強化

休暇取得の推進を通じ、多様化する社会における働き方を含めた職場環境の充実を図ります。

消防組織の根底となる職員個々のレベルアップを図るため、「人材育成計画」に基づき職員研修等を推進し、より良い組織づくりに努めます。

YouTube



「密着消防
茨城県内初の女性救助隊員」
は[こちら](#)

<事業・取組等>

取組1 多様化する社会における職員の更なる活躍

- ① 女性職員が活躍できる職場環境を整え、様々な方法でPRしていきます。
- ② ジョブローテーションを適正に行っていきます。
- ③ 男性職員の育児休業等の取得を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、計画的な休暇取得を推進します。
- ④ 軽量資機材の導入等、性別や年齢に関係なく全ての職員が活躍できる環境をつくります。

取組2 人材育成・教育訓練

- ① 様々な研修、講習及び消防大学校等に職員を派遣し、職員の資質向上を図ります。
- ② 労働衛生推進月間の実施、健康診断、ストレスチェックにより職員の心身の健康を維持します。

取組3 公務員定年引上げ制度

- ① 全職員が活躍できる職員配置を行います。
- ② 中長期的な採用計画を策定し、優秀な人材を確保するとともに適正な消防体制の確立を目指します。
- ③ 「消防職員のための体力維持プログラム」の策定、「体力、健康、技術に係る指標」の設定等、定年延長者の現場業務従事に向けた仕組みづくりを行います。
- ④ 定年引上げ制度に関する研修を実施し、職員の理解を深めます。

大綱 2 運用体制の高度化

施策1 連携・協力体制の充実・強化

市町村の消防広域化については、消防庁が2006（平成18）年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号）」を発して以降、より広域化の取組を促進するための改正が重ねられてきました。直近では、2024（令和6）年3月に一部改正の告示が発せられ、広域化の推進期限を2029（令和11）年4月1日まで延長する等の改正が行われました。

なお、本市の取組の一つとして、「茨城消防救急無線・指令センター運営協議会」への加入を通じ、持続可能な指令業務の運用体制を整備します。



緊急消防援助隊の活動の様子
（熱海市伊豆山土石流災害）

<事業・取組等>

取組1 広域連携・協力体制の充実・強化

- ① 2025（令和7）年度から、「茨城消防救急無線・指令センター運営協議会」に加入します。
- ② 2028（令和10）年度から、「いばらき消防指令センター」での指令業務の共同運用を開始します。
- ③ 大規模災害等への対応として、茨城県広域消防相互応援協定や隣接市等消防応援協定に基づき、更なる連携・協力体制の強化を図ります。

取組2 消防広域化の検討

本市及び周辺消防本部と研究会等を開催し、各消防本部の現況や抱える課題等の共有を図ります。

取組3 緊急消防援助隊の強化

- ① 大規模地震等を想定した訓練を計画的に実施します。
- ② 全国・地域ブロック合同訓練に積極的に参加します。
- ③ 地域の実情に応じた受援計画の見直しを進めます。

大綱2 運用体制の高度化

施策2 消防活動体制の充実・強化

消防業務の根幹である火災対応への迅速化、効果向上を図るため、現場と指令室をリアルタイムでつなぐタブレット端末を導入しています。今後、更にDXの導入を検討し積極的に進めていきます。

加えて、消防法等に基づく届出等の消防行政手続の電子申請の導入・運用についても推進します。



受付に設置の啓発アイテム

<事業・取組等>

取組1 消防活動におけるDXの推進

- ① 技術の進歩に対応した新しい資機材の導入を積極的に進めます。
- ② 救急業務の迅速化・円滑化を図るために、マイナンバーカードを活用した救急業務システムの導入について検討を進めます。
- ③ ドローンやタブレット端末の活用訓練を筆頭に、職員のデジタルスキル向上を目的とした研修や訓練を実施し、新技術を活用できる体制を整備します。
- ④ 最新技術を活用し、災害時の部隊運用や隊員の活動動線の最適化、出場時間の短縮など消防力の効率的活用を目指します。

取組2 消防行政のDX化

- ① 消防行政手続のオンライン化を進め、市民の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化を推進します。
- ② 電子申請が可能な手続について広報を行います。
- ③ 手続上公印が必要なものについて今後取扱いを整理し、電子化が可能な届出、申請を増やします。

日立市HP



「日立市消防本部の電子申請ページ」
は[こちら](#)

施策3 救急活動体制の充実・強化

救急需要の増大とともに、市民が救急に寄せる期待は大きなものとなっています。救急体制の強化を図るために、指導救命士・救急救命士の養成、訓練資器材の整備を進めていきます。

また、本当に必要な傷病者のもとに救急車が1秒でも早く到着できるように救急車の適時・適切な利用を発信していきます。



乳児への救急対応訓練

<事業・取組等>

取組1 指導救命士・救急救命士の養成

- ① 救急救命東京研修所・九州研修所に職員を派遣し資格取得を推進します。
- ② 救急救命士有資格者を計画的に採用します。
- ③ 専科教育救急科に積極的、かつ、計画的に職員を派遣します。

取組2 救急車の適時・適切な利用の啓発

- ① 救急車の適時・適切な利用について市報・ホームページ等で発信します。
- ② 救急電話相談等の活用を促す広報を実施します。

取組3 ラピッド方式ドクターカーの運用

- ① 4市で協力・連携し、ラピッドカーの運用を継続し、救命率の向上に努めます。
- ② 暫定再任用職員等を配置し、ラピッドカー運転員の継続的な確保に取り組みます。
- ③ ラピッドカーの車両及び資器材の適正な維持管理に努めます。
- ④ 病院スタッフとの研修会や意見交換会等を積極的に実施し、病院スタッフとの連携強化に努めます。

取組4 救急資器材の整備

- ① 最新式の現場用資器材及び訓練用資器材を導入し、指導救命士を中心とした教育体制を確立します。
- ② 現場に即した救急活動想定訓練を行うことで質の高い救急活動につなげます。

YouTube



「命のリレー 日立市の救急救命」
は[こちら](#)

施策4 救助活動体制の充実・強化

2024（令和6）年現在、特別救助隊員の総数は64人、うち高度救助隊員は16人、水難救助隊員は16人の体制で活動していますが、都市化の進展や市民の生活様式の変化により複雑・多様化している救助活動の現場に対応するため、今後更に強化を図っていきます。

また、あらゆる災害に対応するために救助資機材の導入や、消防学校等への派遣・資格取得支援による新たな知識、技術の習得を計画的に推進します。



高度救助隊による救出訓練

<事業・取組等>

取組 救助活動体制の充実・強化

- ① 業務中の訓練に加えて、特別救助隊強化訓練や各署合同で訓練を行うなど、各種訓練を計画的に行うことで質の高い現場活動につなげます。
- ② 消防学校や消防大学の救助科に職員を派遣することで最新の救助技術を学び、職員間で共有します。
- ③ 救助隊員としての業務を希望する職員を対象に、年に1回特別救助隊養成試験を行い、救助隊の活性化を図ります。
- ④ 活動に必要な資格の取得を支援します。
- ⑤ 救助資機材や訓練時に使用する安全マット等資機材の整備を計画的に行います。



水難救助隊訓練



水中での検索訓練

施策1 火災予防の啓発

火災の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、火災予防運動をはじめ、文化財防火デーや危険物安全週間等のイベントを通じて市民の防火意識の向上に努めます。

また、住宅用火災警報器の設置を広報するなど、住宅の防火対策に対する意識も向上させます。



火災予防ポスター

<事業・取組等>

取組1 防火思想の普及啓発

- ① 年2回の火災予防運動による、防火思想の普及啓発を行います。
- ② 年1回の幼少年女性防火委員会主催の防火ポスターコンクールに協賛します。
- ③ ケーブルTV、地元FM局等を活用した広報を行います。
- ④ 地域コミュニティ及び事業所を対象とする消火、避難、通報訓練等及び防火講話を実施します。
- ⑤ ソーシャルメディア等を活用し、防火防災意識の高揚を図ります。
- ⑥ 市政出前講座による防火講話を行います。

取組2 住宅防火対策の推進

- ① 関係機関等と連携し、住宅用火災警報器の設置及び各種イベントや講習会等においての住宅用防災機器の展示、パンフレット等の配布を通じて、住宅用防災機器の設置促進を図ります。
- ② 公共施設に設置しているデジタルサイネージや地元FM局等を活用し、市民が防火対策について日常的に触れる機会を増やします。
- ③ 受講者の年代に応じた防火講話を消防職員が行い、防火意識の向上に努めます。
- ④ 小中学校に防火冊子等を配布することで、家庭での防火教育を促します。

日立市HP



「住宅用火災警報器の設置義務化について」は[こちら](#)

施策2 事業所等の火災予防対策

多くの人が入りし利用する大規模な店舗や事業所等は、火災が発生し大規模化した場合、人命への危険性も高いことから、消防法や建築基準法等の関係法令により規制され、安全対策が求められています。

そのため、各施設を管理できる防火管理者や危険物保安監督者の育成、立入検査等の定期的な実施により安全確保に努めます。



危険物取扱者保安講習会

<事業・取組等>

取組1 防火対象物における防火安全体制の推進

- ① 申請・届出書類等に基づく審査及び検査を適正に行います。
- ② 定期的な立入検査及び必要に応じて特別査察を実施します。
- ③ 防火管理講習を実施し、防火対象物を適正に管理する防火管理者を育成します。
- ④ 法令違反の是正に関する研修等を受講するなど、組織の火災予防体制を強化します。

取組2 危険物施設の安全対策

- ① 本市で実施される危険物関連講習会に協力することにより、危険物保安監督者、危険物取扱者の育成に努めます。
- ② 立入検査、危険物安全週間での広報活動を通じて日常点検等の重要性の周知を行います。
- ③ 震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの実施計画の策定指導に取り組みます。
- ④ 地下貯蔵タンクの流出防止対策の措置が必要な事業所への事前通知を計画的に行い、適正な維持管理を促します。

施策3 火災調査体制の強化

火災の原因や火災及び消火による損害を明らかにすることは、類似火災の予防や消防活動戦術の基礎資料となる重要な消防業務です。

一方、全国的な火災件数の減少により、火災調査に精通した職員が減少している状況であり、火災調査に関する知識・技術の共有や火災現場における実践教育を通じて、職員の育成を図ります。



車両火災の火災調査

<事業・取組等>

取組 火災調査体制の強化

- ① 火災調査責任者を各消防署に配置し、「火災調査業務の執行管理」、「火災調査等の情報管理」、「調査員の教育及び技術向上」等を実施し各消防署における火災調査の質の向上を図ります。
- ② 各消防署で行う火災調査に予防課も立ち会い、正確な原因判定に加えて火災調査技術指導を行います。
- ③ 火災現場から収去した物質や製品等について、多くの職員の立ち会いの下で鑑識を行うことで火災原因の究明や職員の研さんに努めます。
- ④ 火災原因の調査結果に基づき、類似火災の予防広報を行います。

YouTube



「SHOBO HITACHI」(再生リスト)
は[こちら](#)

施策4 消防団の充実・強化

全国各地で地震や風水害等の大規模災害が激甚化・頻発化する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の重要性が更に増しています。

地域防災の核となる消防団に寄せられる期待は大きく、消防団員の確保、消防学校の専科教育への派遣、車両や資機材の計画的な更新を通じて、消防団の更なる充実・強化に努めます。



消防団秋季点検

<事業・取組等>

取組1 消防団員の確保

- ① 消防団の活動環境や報酬等の処遇面を改善し、団員の活動に対するモチベーションの向上及び消防団の魅力の向上を図ります。
- ② 訓練環境の整備等を行った上で各種訓練を行い、現場で活躍できる消防団員の育成をします。
- ③ 市報や市役所にあるデジタルサイネージ等を活用し消防団の広報を幅広く行います。

取組2 消防団装備等の充実

- ① 車両等の消防団装備について、計画的に更新し、適正配備を図ります。
- ② 小型軽量化した資機材を導入し、全団員が質の高い現場活動を実施できる環境を整えます。
- ③ 消防団員の安全確保のための被服・装備等の充実を図ります。
- ④ 情報収集、情報共有、他機関との連携の円滑化に資する双方向の情報伝達が可能な装備の充実を図ります。
- ⑤ 大規模災害に対応するため、救助活動用資機材の充実を図ります。

YouTube



「このまちを守る、日立市消防団」
は[こちら](#)

施策5 地域防災力の強化

大規模災害が発生した場合、被害を少しでも小さくするためには、公助だけでなく個人の「自助」意識、近くの人を助ける「共助」意識を育てることが重要です。

そのために、自主防災訓練や普通救命講習を通じて、地域住民が緊急時に対応することのできる地域づくりの醸成に努めます。



コンビニエンスストアへ設置したAED

<事業・取組等>

取組1 自主防災体制の強化

- ① 自主防災訓練や林野火災消防演習等のPRを行い、市民の参加を促します。
- ② 女性防火クラブ等の新たな会員を募集するとともに、クラブ員の防火防災意識の向上を図ります。
- ③ 関係団体と防火啓発活動を協働実施します。
- ④ 自主的な訓練や研修体制の確立を目指して育成・指導します。

取組2 普通救命講習等の実施

- ① 常時、普通救命講習を開催できる体制を維持していきます。
- ② 訓練用人形等の資器材の整備・維持管理を行います。
- ③ 市政出前講座による救急救室等救急に関する講座を実施します。

取組3 公共施設等へのAED設置

- ① コンビニエンスストア及び公共施設に設置したAEDについて、引き続き広報を行います。
- ② 公共施設等に設置したAEDの維持管理を徹底するとともに、緊急時にいつでも使用できる方法の検討を進めます。

日立市の関係団体一覧

(令和7年1月1日現在)

団体名	構成員	会(クラブ)員数
日立市防災協会	事業所等	319 事業所
日立市女性防火クラブ 連絡協議会	地区の女性会等	12 クラブ 232 人
日立市少年消防クラブ	小学生	2 クラブ 100 人
日立市幼年消防クラブ	幼稚園、保育園児	19 クラブ 1,730 人

日立市消防総合基本計画

2025（令和7）年度～2029（令和11）年度

発行 日立市

編集 日立市消防本部

茨城県日立市神峰町2丁目4番1号

TEL 0294-24-0119

